

認定や指定の有効期間が延長されます

令和8年熊本地震 介護保険に関する 特例措置のご案内



手続きの期限を延長し、皆様の生活と事業を守ります



**【介護サービスの利用者様へ】
要介護・要支援認定の
有効期間を延長します**



**【介護事業者・専門職の皆様へ】
事業所の指定・資格の
有効期間を延長します**

【利用者様へ】要介護・要支援認定の期間延長



現在の有効期間に、
最大12ヶ月が
追加されます

被災により更新手続きが難しい状況に配慮した特例措置です。追加される具体的な期間は、お住まいの各市町村が定めます。

対象となる方と対象期間

災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、以下の期間に有効期間が満了する方が対象です。

• 災害救助法適用地域



開始：令和8年7月28日 終了：令和9年7月31日

この期間内に期限を迎える場合、特例として延長が適用されます。

【事業者・専門職の皆様へ】各種指定・許可の延長



事業所の指定や資格の有効期間が 「令和9年1月27日」まで延長されます

特定非常災害の指定に伴う、権利利益の保全措置です。更新手続きが困難な場合でも、この日まで有効性が保たれます。

主な延長対象となる指定・資格



居宅・地域密着型サービス

- 指定居宅サービス
- 指定地域密着型サービス
- 指定居宅介護支援 など



施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院 など



専門職の資格

- 介護支援専門員証 (ケアマネジャー)
- 主任ケアマネ更新研修修了 など

各種報告・届出などの義務に関する猶予



**期限を過ぎても、
令和8年11月27日までに
手続きを行えば
責任は問われません**

震災の影響で、本来の期限までに事業報告や届出ができなかった場合でも、上記の日付までに行えば行政上・刑事上の免責が適用されます。
まずは事業の復旧を優先してください。

その他の生活・権利を守る特例措置



相続の承認・放棄の期間延長
(令和9年3月31日まで)



破産手続開始の決定の保留
(令和10年7月27日まで)



民事調停の申立手数料の免除
(令和11年6月30日まで)

特例措置のスケジュールまとめ

管政・猶予期限



【R8年7月28日】
熊本地震
発生



【R8年11月27日】
報告・届出の
猶予期限



【R9年1月27日】
事業所指定・資格
の延長期限



【R9年3月31日】
相続手続きの
延長期限

R8.7.28

R9.3.31

使用者能



【R8年7月28日～R9年7月31日】
要介護認定の特例対象期間（最大12ヶ月延長）

R9.7.31



まずは、ご自身の安全と生活の再建を。

手続きや期限については、特例措置によって守られています。

ご不明な点は、落ち着いてから各市町村の担当窓口へご相談ください。